

吸収分割に係る事後開示書面

2023年4月3日

大阪府大阪市中央区平野町四丁目1番2号

大阪瓦斯株式会社

代表取締役社長 藤原 正隆

大阪瓦斯株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び吸収分割会社の100%子会社である大阪ガスマーケティング株式会社（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023年2月1日付で吸収分割契約を締結し、効力発生日を2023年4月1日（以下「本効力発生日」といいます。）として吸収分割会社が営む家庭用ガス機器販売・施工事業の一部を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関して会社法第791条第1項、同条第2項及び第801条第3項並びに会社法施行規則第189条により開示すべき事項は以下の通りです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2023年4月1日

2. 吸収分割会社における法定手続の経過に関する事項

（1）吸収分割の差止請求手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）

本吸収分割は会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

（2）株式買取請求手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）

本吸収分割は会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4）債権者異議手続の経過に関する事項（会社法施行規則第189条第2号ロ）

吸収分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年2月27日付で官報公告を、また同年2月28日付で電子公告を行いましたが、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 吸収分割の差止請求手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

会社法第 796 条の 2 の規定に基づく吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 株式買取請求手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

会社法第 797 条第 1 項の規定に基づく株式買取請求をした株主はいませんでした。

(3) 債権者異議手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 2 月 27 日付で官報公告を、また同年 2 月 28 日付で電子公告を行いましたが、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割会社は、吸収分割契約に基づき、本承継対象権利義務を、吸収分割承継会社に承継させました。その詳細は別紙承継対象権利義務明細表記載の通りです。

5. 変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2023 年 4 月 3 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上

別紙

承継対象権利義務明細表

承継対象権利義務の明細は以下のとおりとする。なお、1. 承継する資産および2. 承継する負債については、2022年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、同日以降に通常の業務の範囲内で行われる本件事業に係る業務の執行および財産の管理により生じた変更を反映したものとする。

1. 承継する資産

流動資産

- ・吸収分割会社の家庭用ガス機器販売事業のうち、販売店を介さず吸収分割会社が顧客と直接契約を締結する形態の販売事業（以下「本件事業」という。）に属する棚卸資産、その他の流動資産

2. 承継する負債

流動負債

- ・本件事業に属する諸前受金、その他の流動負債

3. 承継する契約上の地位（雇用契約を除く。）

本件効力発生日において本件事業に属する契約及びこれに附帯又は関連する契約

4. 承継する雇用契約

吸収分割承継会社は、吸収分割会社から、雇用契約及びこれに基づく権利義務を一切承継しない。

5. その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が必要または困難であることが判明したものについては、必要に応じて両社協議のうえ、承継対象権利義務へ追加または除外することができる。

以上